

## 契 約 書 (案)

### **※ この契約書(案)は、提案内容により変更します。**

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）と（以下「事業者」という。）とは、次のとおり、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院（以下「広島市立リハビリテーション病院」という。）における紙おむつセット及びタオルセット提供業務に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（許可）

第1条 病院機構は、広島市立リハビリテーション病院において、入院患者が必要とする紙おむつやタオル類などを紙おむつセット及びタオルセットとして提供するとともに、当該利用料金を入院患者に請求する業務について実施することを事業者に許可する。

（事業内容）

第2条 事業者は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務の実施に当たり、仕様書、企画提案書、広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務公募型プロポーザル実施要領及びこれに対する質問回答書（以下「仕様書等」という。）の内容を誠実に履行しなければならない。

- 2 事業者は、仕様書等の内容と異なる紙おむつセット及びタオルセット提供業務を実施しようとするときは、事前に文書をもって申請し、病院機構の承認を得なければならない。
- 3 病院機構は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務の内容が仕様書等の内容と著しく相違すると認めた場合は、事業者に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

（物件）

第3条 病院機構は、次の物件を事業者による紙おむつセット及びタオルセット提供業務の運営の用に供するものとする。（下記は貸出予定物件であり、具体的には受託候補者との協議により決定する。）

名称	所在地	場所	面積
物入	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	病棟1階	0.552㎡ (別図のとおり)
		病棟2階	0.552㎡ (別図のとおり)

（契約期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。なお、本契約を締結した日から業務開始日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については事業者の負担とする。

(業務開始日)

第5条 事業者は、令和3年4月1日から紙おむつセット及びタオルセット提供業務を開始するものとする。ただし、事業者の責に帰さない事由により、令和3年4月1日の業務開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

(経費負担区分)

第6条 紙おむつセット及びタオルセット提供業務運営に伴う事業者及び病院機構の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 事業者の負担

- ア 第9条の固定資産貸付料
- イ 第10条の管理手数料
- ウ タオルセットの物品の洗濯に係る費用
- エ 入院患者への説明資料及び料金表等の作成費用
- オ 本業務の実施に必要な消耗品及び備品の費用（通信費を含む）

(2) 病院機構の負担

- ア 施設設備の維持管理、修繕等に係る費用
- イ 光熱水費
- ウ 紙おむつセットの物品の廃棄物処理等に係る費用

2 病院機構又は事業者いずれの責めに帰すべきか明確でない事由に起因する費用については、病院機構と事業者が協議の上、定めるものとする。

(売上代金の帰属)

第7条 紙おむつセット及びタオルセット提供業務による売上代金は、すべて事業者に帰属する。

(報告)

第8条 事業者は、その月の売上高について、翌月10日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を病院機構に提出しなければならない。

(固定資産貸付許可等)

第9条 事業者は、第3条の施設を使用するに当たり、使用する1か月前までに地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産管理要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可申請書を病院機構に提出し、病院機構の貸付許可を受けなければならない。貸付期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。

2 固定資産貸付料は、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき算定した額とし、病院機構が請求書を発行した翌日から起算して30日以内に納付しなければならない。

3 事業者は、第1項の貸付許可に際し付した条件を遵守しなければならない。

(管理手数料)

第10条 事業者は、紙おむつセットの物品の廃棄物処理等に係る費用並びに紙おむつセット及びタオルセットの利用希望の確認等に係る費用相当額を、管理手数料として、毎月の売上高（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に●●.●%（提案で示した料率）を乗じて得た額を、翌月末日までに病院機構に納付するものとする。また、納付の際にかかる振込手数料は事業者の負担とする。

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により病院機構の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止等)

第12条 事業者は、この契約の履行に当たってその全部又一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により病院機構の承諾を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、事業者は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- (1) 病院機構又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間を経過しないもの
- (3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 事業者は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 事業者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を病院機構に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受

けなければならない。

(許認可に必要な届出)

第13条 事業者は、業務に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。また、そのために必要な経費は事業者の負担とする。

(取引)

第14条 事業者は、商品、材料等の仕入その他紙おむつセット及びタオルセット提供業務の実施に伴うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(物品の搬入出等)

第15条 事業者は、物品の搬入出、鍵錠の授受等については、病院機構の指示に従うものとする。

(監督)

第16条 病院機構は、事業者の商品及び付帯サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他紙おむつセット及びタオルセット提供業務の全般にわたり事業者を監督し、また、必要があると認める場合は、従業員の交替及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

(事業内容等の調査)

第17条 病院機構は、必要があると認めるときは、業務内容、売上内容及びサービス等について調査を行い、又は事業者に報告を求めることができる。

2 前項の調査又は報告に基づき病院機構が必要であると認めるときには、事業者に対してその改善を指導することができる。

3 事業者は、病院機構の調査に全面的に協力しなければならない。また、調査に基づき改善の指導があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第18条 事業者は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務の遂行にあたって、その責めに帰すべき理由により病院機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担および瑕疵担保)

第19条 病院機構は、危険負担及び瑕疵についての責めを負わないものとする。

(衛生)

第20条 事業者は、常に衛生に注意し、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

2 事業者は、事業者の紙おむつセット及びタオルセットの提供に起因して感染症等が発生し、病

院機構に損害を与えたときは、誠意をもってその責に任ずるものとする。

(苦情等の処理)

第21条 事業者は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務の運営に関し、入院患者から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第22条 事業者は、従業員の接遇等の研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、病院機構の職員に対し、紙おむつセット及びタオルセット提供業務の運用方法等の研修を行うものとする。

(事故処置)

第23条 事業者及び事業者の従業員の事由により紙おむつセット及びタオルセット提供業務の実施ができない場合は、事業者は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、入院患者への紙おむつセット及びタオルセット提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(原状回復)

第24条 本契約の期間満了又は解除する場合は、事業者は事業者の所有に属する物件を撤去し、速やかに本設備を病院機構に返還するものとする。

2 前項の返還に伴う諸費用は、事業者の負担とする。また、事業者が本設備に変更を加えた場合は、事業者の負担において原状に復するものとする。

(法令の遵守)

第25条 事業者は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(契約締結に要する費用負担)

第26条 この契約の締結に要する経費は、事業者の負担とする。

(守秘義務)

第27条 事業者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 事業者は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約解除)

第28条 病院機構は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 病院機構が、第9条第1項に定める固定資産貸付許可を取り消したとき。
  - (3) 事業者が、第9条第2項に定める固定資産貸付料又は第10条第1項に定める管理手数料を病院機構に支払わないとき。
  - (4) 第12条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
  - (5) 警察等捜査機関からの通報等により、第12条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。
  - (6) 事業者が、第12条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、病院機構が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、事業者がこれに応じなかったとき。
  - (7) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 事業者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を病院機構に請求することができない。
  - 3 事業者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、履行中の年度の前3年間における広島市立リハビリテーション病院の1年当たりの延入院患者数の3割に、おむつセットAの販売金額（単価）を乗じて得た金額の10分の1に相当する額（小数点以下切捨て）を、違約金として病院機構の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 4 病院機構及び事業者は、契約期間満了前に契約を解除しようとするときは、6か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

（裁判管轄）

第29条 本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第30条 本契約の各条項等の解釈に疑義が生じたとき及び本契約に定めのない事項が発生したときは、病院機構と事業者とが協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、病院機構及び事業者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(病院機構) 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 影 本 正 之

(事業者)